

## 公立大学法人島根県立大学と松江市立女子高等学校との高大連携に関する協定

公立大学法人島根県立大学と松江市立女子高等学校とは、次のとおり合意する。

- 1 両者は、相互の教員・職員・学生・生徒が連携して、魅力ある大学・高等学校づくりを推進することを目的とする高大連携事業を実施する。
- 2 この協定に基づく具体的な連携事業は、両者の協議を経て決定する。
- 3 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。  
ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年1月24日

公立大学法人島根県立大学

松江市立女子高等学校

理事長

清原正義

校長

小林邦彦